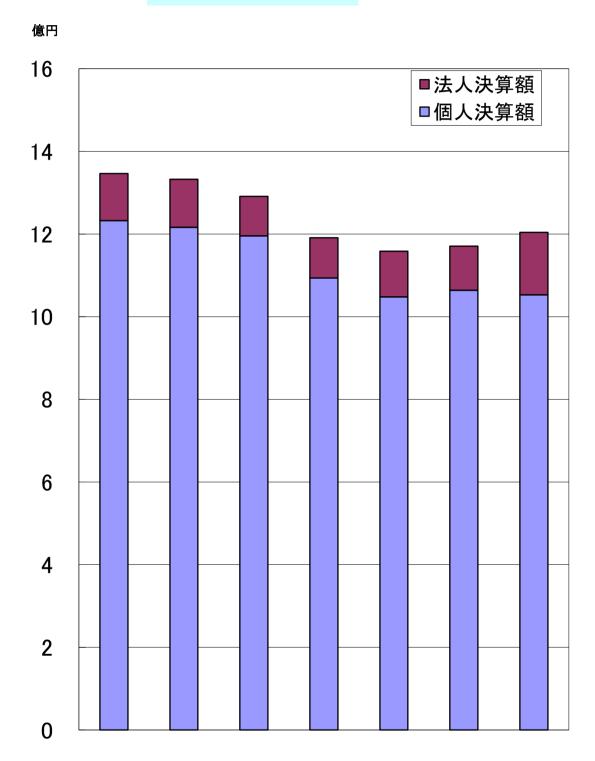
# Ⅲ 税目別概況

# (1) 町 民 税



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合 計	1,346,346	1,332,557	1,291,224	1,190,976	1,158,436	1,170,592	1,203,954
個人決算額	1,232,355	1,216,536	1,195,794	1,093,778	1,047,894	1,064,262	1,053,049
法人決算額	113,991	116,021	95,430	97,198	110,542	106,330	150,905

(単位:千円)

- 1. 町民税のあらまし
- 個人町民税
- 1. 納税義務者
  - (1) 町内に住所がある人
  - (2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人
  - ※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による
- 2. 課税標準
  - (1)均等割
  - (2)所得割
  - ①所 得 金 額: ・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額
    - ・土地等に係る事業所得等の金額・長期譲渡所得の金額・短期譲渡所得の金額
    - ・上場株式等に係る配当所得の金額 ・株式等に係る譲渡所得等の金額
    - ・先物取引に係る雑所得等の金額
  - ②所 得 控 除: · 雜損控除額 · 医療費控除額 · 社会保険料控除額
    - · 小規模企業共済等掛金控除額 · 生命保険料控除額 · 地震保険料控除額
    - ·障害者控除額 ·寡婦(寡夫)控除額 ·勤労学生控除額 ·配偶者控除額
    - ·配偶者特別控除額 ·扶養控除額 ·基礎控除額
  - ③課税標準額: ·課税総所得金額 ·課税山林所得金額 ·課税退職所得金額
    - ・土地等に係る課税事業所得等の金額・課税長期譲渡所得の金額
    - ・課税短期譲渡所得の金額・上場株式等に係る課税配当所得の金額
    - ・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

## ▽所得控除のうち所得税と異なるもの

- · 生命保険料控除
  - ① 旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限70,000円))
  - A 支払った保険料が
  - (ア)15,000 円以下の場合:支払った保険料の金額
  - (イ)15,000 円を超え 40,000 円以下の場合:(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500 円
  - (ウ)40.000 円を超え 70.000 円以下の場合:(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17.500 円
  - (エ)70,000 円を超える場合 : 35,000 円
  - ② 新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合(各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限70,000円))
  - B 支払った保険料が
  - (ア)12,000円以下の場合:支払った保険料の金額
  - (イ)12,000 円を超え 32,000 円以下の場合:(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+6,000 円
  - (ウ)32,000 円を超え 56,000 円以下の場合:(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000 円
  - (エ)56,000 円を超える場合 : 28,000 円

- ③ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合
- C 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額(各保険の上限 28,000 円、全体 の上限 70,000 円)
- ·地震保険料控除
  - ① 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000 円以下の場合:(支払った保険料の金額の合計額)×1/2

(イ)50,000 円を超える場合 : 25,000 円

② 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000 円以下の場合:支払った保険料の金額

(イ)5,000 円を超え 15,000 円以下の場合:(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500 円

(エ)15,000 円を超える場合 : 10,000 円

③ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものとがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額)+

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

=限度額: 25,000円

・障害者控除:一人につき:26万円

特別障害者の場合:30万円

同居特別障害者の場合:53万円

・寡婦(寡夫)控除:26万円(特定寡婦の場合:30万円)

·勤労学生控除:26万円

・配偶者控除

ア 控除対象配偶者:33万円

イ 老人控除対象配偶者(70歳以上):38万円

·配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1,000万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従 者に該当する人についても、配偶者特別控除は受けられません。

控除対象配偶者に該当	控除対象配偶者に該当する場合		
配偶者の所得金額(円)	控除額(円)	配偶者の所得金額(円)	控除額(円)
配偶者特別控除は受けられませ	ん。	380,001~449,999	330,000
(平成 16 年度税制改正。平成 1	7 年度分から適用)	450,000~499,999	310,000
		500,000~549,999	260,000
		550,000~599,999	210,000
		600,000~649,999	160,000
		650,000~699,999	110,000
		700,000~749,999	60,000
		750,000~759,999	30,000
		760,000~	0

## ・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族(70歳以上)である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族(70歳以上)である場合は、一人につき45万円

※ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の者をいいます。

### 3. 税 率

(1) 均等割:町民税3,500円・県民税1,500円(標準課税)

※特例により平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、町民税分、県民税分がそれぞれ 500 円ずつ引き上げられています。

(2) 所得割: (標準課税) (分離課税に係る所得割を除く。)

課税所得の	段階  町民	税(標準税率)	県民税(	標準税率)
一 律		6 %	4	%

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×10%(町6%、県4%)=算出税額

#### 【分離課税の税率表】

	課税所得の種類	町民税の税率		県民税の税率	
	土地、建物等の長期譲渡所得	3 %		2 %	
	優良住宅地の造成等のために土地	2,000 万円以下の部分	2.4%	2,000 万円以下の部分	1.6%
2	等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000万円超の部分	3%	2,000万円超の部分	2%
	居住用財産を譲渡した場合の	6,000 万円以下の部分	2.4%	6,000 万円以下の部分	1.6%
	長期譲渡所得	6,000万円超の部分	3%	6,000万円超の部分	2%
3	土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%(国等に対する譲渡	₹3%)	3.6%(国等に対する譲渡	度 2%)
4	土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%		4.8%	
(5)	上場株式等に係る配当所得	1.8%		1.2%	
6	上場株式等に係る譲渡所得等	1.8%		1.2%	
6	株式等に係る譲渡所得等	3%		2 %	
7	先物取引等に係る雑所得等	3%		2 %	

土地建物等の譲渡所得に対する税額(分離課税)

## ②長期譲渡所得

#### ア 一般の長期譲渡所得

課税長期讓渡所得金額×5% (町3%、県2%)=所得割額

- ※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額
- (ア)課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%(町2.4%、県1.6%)=所得割額

(イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合

48 万円(県民税 32 万円)+(課税長期譲渡所得金額-2,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア)課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合

課税長期讓渡所得金額×4%(町2.4%、県1.6%)=所得割額

(イ)課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合

144 万円(県民税 96 万円)+(課税長期譲渡所得金額-6,000 万円)×5%(町 3%、県 2%)=所得割額<br/>③短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期讓渡所得金額×9%(町5.4%、県3.6%)=所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額×5% (町3%、県2%)=所得割額

④ 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

- ア (土地等に係る課税事業所得等の金額)×12%(町7.2%、県4.8%)=所得割額
- イ 次の算式により計算した金額

{(土地等に係る課税事業所得等の金額)+(課税総所得金額)×(通常の税率)

- (課税総所得金額)×(通常の税率) ]×110%=所得割額
- ⑤ 上場株式等に係る配当所得に対する税額の計算

特例の適用を受けようとする旨の記載のある申告書を提出したときは、その上場株式の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町3%、県2%)の税率により所得割が課税されます。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、3%(町1.8%、県1.2%)の軽減税率により所得割が課税されます。

⑥ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区分して、原則として5%(町3%、県2%)の税率により所得割が課税されます。

ただし、特例措置として平成 15 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、3%(町1.8%、県1.2%)の軽減税率により所得割が課税されます。

### 株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概	要
	申告分離課税 譲渡益×20% (所得税 15%、 町民税 3%、県民税 2%)	<平成 15~25 年の譲渡の特例> 譲渡益×10% (所得税 7%、 町民税 1.8%、県民税 1.2%)
上場株式等・上場株式	金額については、申告により、その名額(申告分離課税を選択したものに限なります。また、翌年以後3年間に額及び上場株式等に係る配当所得の金派。源泉徴収口座による申告不要の特源泉徴収口座(所得税において源泉	こる損失の金額のうち、控除しきれない 年分の上場株式等に係る配当所得の金 退る。以下同じ。)と損益通算が可能と わたり、株式等に係る譲渡所得等の金 全額から繰越控除が可能となります。
その他の株式	申告分離課税	
等	譲渡益×20% (所得税 15%、町民	税 3%、県民税 2%)

⑦ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、 その税率は、5%(町3%、県2%)の税率により所得割が課税されます。

### (3) 所得割額の計算

- ○一般的な例·······(所得金額)一(所得控除額)=(課税所得金額) (課税所得金額)×税率一税額控除=所得割額
- ○複数の所得がある方は次のとおりです。
- ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率=算出税額
- ② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率=算出税額
- ③ 課税長期譲渡所得金額×税率=算出税額
- ④ 課税短期讓渡所得金額×税率=算出税額
- ⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率=算出税額
- ⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率=算出税額
- ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率=算出税額 (算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦
- -調整控除額-配当控除額-住宅借入金等特別税額控除額-寄附金税額控除)-外国税額控除額=所得割額 ⑦配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額-配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 -配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額
- ※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。

### 4. 税額控除

### (ア)調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

- ①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合 次のいずれか少ない金額の 5% (町民税 3%、県民税 2%)
  - イ.5万円(基礎控除分)に所得税との人的控除額(基礎控除以外の部分)の差の合計額を加算した金額
  - 口. 個人住民税の合計課税所得金額
- ②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合 {①イー(①ロー200 万円)}の 5%(町民税 3%、県民税 2%)

ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円

個人住民税と所得税の人的控除額の差	(単位:万
円)	

	•			
	控除の種類	住民税	所得税	差額
簿	害者控除	26	27	1
	特別障害者(身体上1~2級)	30	4 0	10
	同居特別障害者	53	75	2 2
寡	婦(寡夫)控除	26	27	1
	特定寡婦(所得 500 万円以下、子有)	30	35	5
勤	労学生控除(所得 65 万円以下)	26	2 7	1
<b>2</b> 0	偶者控除(所得 38 万円以下)	33	38	5
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	38	4 8	10
<b>2</b> 0	偶者特別控除(所得 76 万円未満)	-	_	_
	前年所得 38 万円を超 40 万円未満	33	38	5
	前年所得 40 万円以上 45 万円未満	33	36	3
扶	養控除(所得 38 万円以下)	33	38	5
	特定扶養親族(16 歳~22 歳)	4 5	63	18
	老人扶養親族(70歳以上)	38	4 8	1 0
	同居老親等扶養親族(70歳以上)	4 5	58	1 3
基	礎控除	3 3	3 8	5
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•	

※老年者控除は平成 18 年度分(所得税平成 17 年分)から廃止。

#### (イ)配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人 段階で法人税が課税され、更に個人段階でも 所得税と個人住民税が課税されるため、その 二重課税を調整するために設けられた制度 です。

		課税所得金額	1,000 以下 <i>0</i>	万円 2部分	1,000 超の	万円 部分
種	類		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	
証	券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等		外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

#### (ウ) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、平成11年から平成18年まで又は、平成21年から平成25年までに入居した者が、住民税について税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けていない場合に対象となり、個人住民税の所得割額から控除されます。

控除する額は、次に掲げる①と②の金額のうち、いずれか小さい金額となります。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に 100 分の 5 を乗じて 得た金額 (97,500 円を超えるときは、97,500 円)

#### (エ) 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

#### (才) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限 度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、 それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

### (カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日 の属する年度分の個人住民税の申告書(確定申告書を含む)に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る 一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた 金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税(県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額)に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区	分	町民税	県民税
配当割額又は株式	等讓渡所得割額	3/5	2/5

#### 5. 賦課期日·納期

(1) 賦課期日: 1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人が対象となります。

## (2)納期

ア 均等割及び所得割(退職分離課税に係る所得割を除く。)

(ア) 普通徴収の場合:年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日~6月30日	8月16日~8月31日	10月16日~10月31	翌年 1月16日~1月31日
			日	

(イ)給与からの特別徴収の場合:勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

(ウ) 年金からの特別徴収の場合: 年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が

毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の 10 日納付

### 法人町民税

## 1. 納税義務者

- (1)町内に事務所又は事業所を有する法人(人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの((1)に該当するものを除く。)

### 2. 課税標準

- (1) 均等割 (法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。)
- (2)法人税割 (法人税額に一定の税率を乗じて課税される。)

## 3. 税 率

(1)均等割(標準税率)

法人の区分	税	額
(1) 次に掲げる法人		5万円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する		
公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すること		
ができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で		
収益事業を行うものを除く。)		
イ 人格のない社団等		
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営		
利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)		
及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)		
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資		
本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除		
<. )		
オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は 同		
条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互		
会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産		
額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業		
を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で		
資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事		
務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性		
質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次		
号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下の		
もの		
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下である	1	2万円
もののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		
	1	

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億	13万円
円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億	15万円
円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下	16万円
であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下	40万円
であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものの	4 1 万円
うち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以	175万円
下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものの	300万円
うち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	

(2) 法人税割(標準税率):課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

## 4. 申告·納税

申告納付の方法により納税

(1)事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2)事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

## 2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位:人・千円)

資料:課税状況等調書第2表、第3表

		年度	2	2	2	3	2	4	2	5	2	
区	. 分		納税義務者	町民税額								
普	均 等	割のみ	544	1,632	499	1,497	485	1,455	502	1,506	424	1,486
普通微	均等害	削十所得割	2,800	284,974	2,829	277,219	2,750	277,566	2,809	278,249	2,641	340,377
収		計	3,344	286,606	3,328	278,716	3,235	279,021	3,311	279,755	3,065	341,863
年金特別	均 等	割のみ	224	672	290	870	295	885	323	969	350	1,225
	均等害	削十所得割	1,412	71,899	1,421	73,527	1,501	71,386	1,584	73,823	1,673	76,372
徴収		計	1,636	72,571	1,711	74,397	1,796	72,271	1,907	74,792	2,023	77,597
収 給 与 特別	均 等	割のみ	161	483	156	468	150	450	163	489	191	668
	均等害	削十所得割	5,284	708,485	5,133	675,465	5,099	707,575	5,054	689,129	5,199	695,892
徴収		計	5,445	708,968	5,289	675,933	5,249	708,025	5,217	689,618	5,390	696,560
合	均 等	割のみ	929	2,787	945	2,835	930	2,790	988	2,964	965	3,379
	均等害	削十所得割	9,496	1,065,358	9,383	1,026,211	9,350	1,056,527	9,447	1,041,201	9,513	1,112,641
計		計	10,425	1,068,145	10,328	1,029,046	10,280	1,059,317	10,435	1,044,165	10,478	1,116,020
特別	徴収義務	者(給与分)	2,6	50	2,6	13	2,5	34	2,5	16	2,5	59
特別	徴収義務	者(年金分)	8	3	7	,	7	7	7	1	7	

※1 平成21年10月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収1、2期 後半は年金特徴10、12、2月)

## 3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位:千円・%)

年 度	22				23			24			25			<u>w · † r</u> 26	3 707
所得者区分	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比									
給 与 所 得 者	902,036	84.4	△ 9.4	854,782	83.1	△ 5.2	879,854	83.0	2.9	876,595	83.9	△ 0.4	866,932	77.6	Δ 1.1
営業等所得者	36,153	3.4	△ 18.2	36,959	3.6	2.2	33,378	3.2	△ 9.7	37,533	3.6	12.4	30,506	2.7	△ 18.7
農業所得者	707	0.1	△ 8.2	521	0.1	△ 26.3	737	0.1	41.5	1,608	0.2	118.2	1,383	0.1	△ 14.0
そ の 他 の 所 得 者	129,249	12.1	Δ 1.6	136,784	13.3	5.8	145,348	13.7	6.3	128,429	12.3	△ 11.6	217,199	19.5	69.1
計	1,068,145	100	△ 8.8	1,029,046	100	△ 3.7	1,059,317	100	2.9	1,044,165	100	△ 1.4	1,116,020	100	6.9

資料:課税状況等調書第2表

## 4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位:人・%)

_															(.	<u> 早辺・ /</u>	人・%)
	4	年 度	2	22			23			24			25			26	
所	得者区	分	納税義務者数	構成比	対前年 増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比									
給	与 所	得 者	8,063	77.3	△ 3.0	7,858	76.1	△ 2.5	7,740	77.4	△ 1.5	7,804	74.8	0.8	7,772	74.2	Δ 0.4
営	業 等 Ā	听 得 者	342	3.3	△ 7.3	345	3.3	0.9	330	3.2	△ 4.3	350	3.4	6.1	334	3.2	△ 4.6
農	業 所	得 者	25	0.2	4.2	16	0.2	△ 36.0	24	0.2	50.0	25	0.2	4.2	22	0.2	△ 12.0
そ所	の 得	他 の 者	1,995	19.1	4.7	2,109	20.4	5.7	2,186	21.3	3.7	2,256	21.6	3.2	2,350	22.4	4.2
	計		10,425	100	△ 1.8	10,328	100	△ 0.9	10,280	102	△ 0.5	10,435	100	1.5	10,478	100	0.4

資料:課税状況等調書第2表

## 5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位:千円・%)

														ī			, <u> </u>	<u>似 · 十</u>	3 /0/
	年 度			22			23		24 25				26						
所	得者	区分	/		総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比
給	与	所	得	者	24,055,534	83.8	△ 7.0	23,106,251	83.3	△ 3.9	22,642,668	82.2	△ 2.0	22,572,013	82.0	△ 0.3	22,251,916	81.7	△ 1.4
営	業	等 所	<b>育</b> 得	者	931,196	3.6	△ 16.5	938,646	3.2	0.8	846,923	3.3	△ 9.8	935,825	3.0	10.5	810,230	3.0	△ 13.4
農	業	所	得	者	22,649	0.1	△ 30.9	21,098	0.1	△ 6.8	27,706	0.1	31.3	44,724	0.2	61.4	36,466	0.1	△ 18.5
そ所	Ø	D f	也	の 者	3,682,794	11.9	0.2	3,876,289	12.8	5.3	4,019,289	13.8	3.7	3,838,219	13.9	△ 4.5	3,831,646	14.1	△ 0.2
分所	該內	推 i 得	課	税者	177,328	0.6	2.7	181,721	0.6	2.5	186,999	0.7	2.9	131,025	0.5	△ 29.9	309,916	1.1	136.5
		計			28,869,501	100	△ 6.5	28,124,005	100	△ 2.6	27,723,585	100		27,521,806	100	△ 0.7	27,240,174	100	△ 1.0

資料:課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

## 6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位:千円・%)

年 度	2	2	2	3	2	<u> </u>	2	5	2	<u>: 十円・%)</u>
+ B		2	2	0	2	T	2	5	2	0
区分	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比
雑 損 控 除	320	皆増	547	皆増	10,632	1,843.7	1,840	△ 82.7	0	△ 100.0
医療費控除	274,564	△ 12.7	272,390	△ 0.8	247,717	△ 9.1	229,954	△ 7.2	233,341	1.5
社会保険料控除	4,452,436	△ 4.2	4,440,616	△ 0.3	4,500,666	1.4	4,570,676	1.6	4,639,701	1.5
小規模企業共済掛金控除	39,323	△ 5.7	38,928	△ 1.0	39,733	2.1	44,615	12.3	45,897	2.9
生命保険料控除	268,902	△ 2.0	263,049	△ 2.2	260,500	△ 1.0	282,792	8.6	294,741	4.2
地震保険料控除	22,323	0.7	21,873	△ 2.0	22,369	2.3	23,126	3.4	22,916	△ 0.9
寄附金控除										
障害者控除 (普通・特別の計)	92,240	△ 1.9	96,980	5.1	94,820	△ 2.2	92,560	△ 2.4	92,960	0.4
寡婦 控除 (一般・特別の計)	38,340	4.5	39,940	4.2	41,220	3.2	40,000	△ 3.0	40,940	2.4
寡 夫 控 除	4,160	0.0	5,200	25.0	6,760	30.0	7,280	7.7	6,500	△ 10.7
勤労学生控除	260	△ 66.7	260	0.0	260	0.0	0	△ 100.0	0	0.0
配偶者控除 (一般・老人の計)	1,086,530	△ 0.9	1,066,460	△ 1.8	1,050,730	△ 1.5	1,032,260	△ 1.8	993,870	△ 3.7
配偶者特別控除	58,450	△ 9.6	66,350	13.5	64,410	△ 2.9	66,550	3.3	72,620	9.1
扶 養 控 除 (一般・特定・老人・同老の計)	1,483,990	△ 2.8	1,470,400	△ 0.9	640,920	△ 56.4	607,850	△ 5.2	610,120	0.4
同居特別障害加算分	19,320	0.0	20,240	4.8	19,550	△ 3.4	19,090	△ 2.4	17,940	△ 6.0
基 礎 控 除	3,133,680	△ 2.9	3,096,390	△ 1.2	3,085,500	△ 0.4	3,117,510	1.0	3,139,290	0.7
슴 計	10,974,838	△ 3.5	10,899,623	△ 0.7	10,085,787	△ 7.5	10,136,103	0.5	10,210,836	0.7
H	10,07 1,000		10,000,020		10,000,707		10,100,100	0.0		

<sup>※</sup> 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

資料:課税状況等調書第58表

<sup>※</sup> 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

<sup>※</sup> 平成24年度課税分から控除対象扶養親族が16才以上の者になりました。

## 7. 平成26年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位:人・千円)

年 度	均等割のみ	を納める者	所得割のみ	を納める者	均等害	<b>引と所得割を納</b> る	かる者	合	<u>7:人・十円)</u> 計
所得者区分	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	525	1,838			7,247	25,365	839,729	7,772	866,932
営業等所得者	59	207			275	963	29,336	334	30,506
農業所得者	5	18			17	60	1,305	22	1,383
その他の 所 得 者	376	1,316			1,974	6,909	208,974	2,350	217,199
슴 計	965	3,379	0	0	9,513	33,297	1,079,344	10,478	1,116,020

資料:課税状況等調書第2表

## 8. 個人町民税負担額の推移

(単位:円)

区分	年 度	22	23	24	25	26
人 口 1	人当り	50,201	48,403	50,091	48,647	52,019
— 世 #	き 当り	119,532	113,908	116,077	111,141	117,180
普通微収	1 人 当 り	85,708	83,749	86,251	84,493	111,538
年金 特別徵	女収1人当り	44,359	43,482	40,240	39,220	38,357
給与特別徵	女収1人当り	130,205	127,800	134,888	132,187	129,232
納税義務者	者1人当り	102,459	99,637	103,046	100,064	106,511
各年の	人口	21,277	21,260	21,148	21,464	21,454
7月1日現在	世帯数	8,936	9,034	9,126	9,395	9,524

<sup>※</sup> 平成26年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

# 9. 平成26年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位:人・千円)

所得者区分	給与	· 所 得 者	営業	等所得者	農業	美所 得 者	その	他の所得者	分離	課税所得者		計
課税標準額 の段階	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	278	13,509	16	921	3	176	88	5,017	26	577,553	411	597,176
10万円を超え 100万円以下	2,022	1,174,718	112	59,295	8	2,855	1,093	571,555	17	66,539	3,252	1,874,962
100万円を超え 200万円以下	2,260	3,324,227	68	98,524	0	0	504	698,136	18	97,313	2,850	4,218,200
200万円を超え 300万円以下	1,290	3,161,447	41	100,465	4	9,512	139	330,601	11	222,948	1,485	3,824,973
300万円を超え 400万円以下	701	2,426,776	15	50,918	0	0	41	141,844	11	70,906	768	2,690,444
400万円を超え 550万円以下	416	1,916,022	6	28,343	1	5,311	17	77,924	5	81,205	445	2,108,805
550万円を超え 700万円以下	134	821,770	6	36,337	0	0	9	56,051	3	27,125	152	941,283
700万円を超え 1,000万円以下	77	624,177	5	43,608	0	0	5	40,158	4	3,749,064	91	4,457,007
1,000万円を 超える金額	47	841,007	5	88,643	0	0	5	84,605	2	43,827	59	1,058,082
合 計	7,225	14,303,653	274	507,054	16	17,854	1,901	2,005,891	97	4,936,480	9,513	21,770,932

資料:課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

# 10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位:人・千円・%)

年 度 区 分	21	22	23	24	25
納 税 義 務 者	467	470	481	481	491
均 等 割 額	41,149	39,983	43,293	44,769	52,180
法 人 税 割 額	54,236	58,125	66,911	61,738	98,771
合 計	95,385	98,108	110,204	106,507	150,951
対 前 年 増 減 率	△ 18.3	2.9	12.3	△ 3.4	41.7

# 11. 平成25年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

調定月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	2,165	723	2,888
5	5,483	4,449	9,932
6	11,614	33,859	45,473
7	5,119	1,837	6,956
8	3,864	9,742	13,606
9	2,237	1,447	3,684
10	2,732	1,460	4,192
11	10,598	17,258	27,856
12	1,143	7,100	8,243
1	690	536	1,226
2	1,854	1,125	2,979
3	4,681	19,235	23,916
合 計	52,180	98,771	150,951

# 12. 法人町民税決算期別法人数

(平成25年度)

	\	/	1 2		か		月		決	ĵ	Į.	法		人	Δ.	計
決	算	月	1 月	2 月	3 月	<b>4</b> 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合	ĀΙ
法	人	数	10	34	147	26	35	43	35	37	55	14	14	41	491	

# 13. 法人の設立状況

(平成25年度)

法人	 等			分	(平成25年度 <i>)</i> 法人均等割納税義務者数
資本積業ない。等有では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	の合計額) 記する相互 金額第5号 から第業所、 を含む。)	が50億1 [会社いもで たおいい でおは ないい ないの ないの	円を超えた が及じる ののじの のの が表が の が の が の が の が の が の り り の の り り の り り の り り り り	るで共で者られた。 人本人内政5	3
資本等の金額 る法人で従業者数				「であ	1
資本等の金額 数の合計数が50人			法人で行	<b></b>	38
資 本 等 の 金 額 る法人で従業者数		-		「であ	1
資 本 等 の 金 額 る法人で従業者数					24
資本等の金額 ある法人で従業				-	2
資本等の金額 ある法人で従業	• •			-	64
資本等の金額 業者数の合計数か			ある法人	で従	2
前各号に掲げる法	人以外の法	ζ			356
	計				491